

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/> (休止中)

NO.9 1

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564) 53-7857 fax53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2015. 6. 26

7月例会のお知らせ

2015年7月7日（火）午後7時から

りぶら（中央図書館）102A会議室で行います。

1. 例会の開催 原則毎月第1火曜日に開催してきましたが、都合により開催日を変更することになりました。当面8月は5日（第1水曜日）。
2. 以下の投書がありました。このことについて話し合いたいと思います。

消防団の活動内容改善について（5月31日）

匿名希望 岡崎市消防団団員

関係各位

題名の件につき、日頃の負担の大きさからメールをさせていただきます。

また、ありえないこととは思いますが、このメールによる不利益を危惧し、匿名にて失礼致します。

しかし、以下の内容は、一消防団員の切実なる意見としてご検討を願います。

私は愛知県の岡崎消防団に所属していますが、この消防団の活動により普段の生活を圧迫されており、いくつかの改善をお願いしたいと思います。

改善をお願いしたい点として、

- ・操法大会の廃止
- ・年末夜警負担の軽減
- ・消防団各部部長としての負担の軽減
- ・消防団各部の統廃合
- ・観閲式、出初式の廃止もしくは軽減
- ・報酬制度の見直しがあります。

操法大会の廃止について。

操法大会は、消防団の活動のうち、最も負担が大きく、また、消防団への入団を敬遠する要員のひとつとなっています。

私の消防団では4月から5月の1ヶ月間から2ヶ月間、平日早朝5時から6時半まで操法大会の練習をします。

その時間から、睡眠時間が3時間程度削られることとなります。

古くから組織される消防団は、地域を職域とする自営業者が多い時代にはその方々により支えられていたのだと思いますが、サラリーマンが増え、その地域に職場がなく、遠くまで出勤する現代では、根幹としての地域防災という点で意義が乏しくなっています。

その中であって、この練習時間の確保は、通勤時間が伸びている現代において負担はあまりにも大きいと言えます。

消防団は、当然その中には有志により入団をされた方も多くいらっしゃると思いますが、おそらくそれは人口の多い故になされるものだと思います。

私は過疎化が著しい地域に住んでいるため、ただ住んでいるというだけで、半強制的に入団させられており、恥ずかしながら高い志を持った入団ではありません。

また、そのような高い志を持った方が多くないことは事実であり、消防団への半強制的な入団はその地域をはなれるという選択を促し、過疎化を促進させる遠因となっています。

さらに、操法大会の内容は、いかに規律正しい所作をするかという点に比重が置かれており、消火訓練としての実をなしていません。

消火という点に比重が置かれているならまだしも、その練習をし採点基準を聞かされるたびに、その基準が消火と縁遠い部分ばかりで辟易します。

岡崎消防団では秋に技術発表会があり、こちらは操法大会よりも実践的な内容となっているため、無駄なことをしているという感覚が操法大会よりも感じません。

以上から、操法大会はその存在自体の意義に乏しい点から、廃止をお願いしたいと思います。

年末夜警負担の軽減について。

年末夜警については、必要があるものとは思いますが、やはりその日程から私生活が著しく制限されます。

年末に3日間、夕方から日が変わるまでというその日程から、私は唯一年末にしか会うことができない友人と会うことができなくなりました。

上述のように、私のような過疎化地域の消防団では、新規入団員が少ないため、ひとりひとりの入団期間が著しく延びています。

私はまだ10年近く年末を夜警に潰されなければならないのでしょうか。軽減をお願いします。

消防団各部部长としての負担の軽減について。

私はまだ部長としての経験はありませんが、他部員の活動を見る限り、年度後半の休みはすべて消防に捧げられているようです。

少なくとも元旦から拘束される必要はないのではないのでしょうか。

改善をお願いします。

消防団各部の統廃合について。

上述の通り、私の地域は過疎化が進んでおり、新規入団員が少なく、そもそも人口自体が少ないため対象者自体がほとんどいません。

さらに上述の様々から入団を拒否する人も少なくなく、一層新規入団員を減らします。

上で半強制と書いたものも、旧態依然のムラ的な思想から入団拒否による地域の人々の目を気にするというものです。

新規入団員が少なくなれば、現団員の勤続年数が延び、10年超は当たり前となっています。

その現状が、新規入団員を減らし、過疎化を促進させる悪循環を生んでいます。過疎地域について、現団員の善意に頼る方法では、今後消防団というシステム自体が破綻し、地域防災という点でより悪化することは目に見えています。

統廃合等による負担軽減をお願いします。

観閲式、出初式の廃止もしくは軽減について。

観閲式、出初式は、消防団員にとって、寒い時期にただひたすらに立ち尽くし、行進するという行事でしかありません。

岡崎消防団のウェブページには「消防の団結と士気を高め、併せて消防防災体制の充実と市民の防火意識の高揚を図る」とありますが、観閲式の予行練習と本式という長時間の拘束や、出初式の階梯という見世物小屋的な内容から、著しく士気を下げることが想像に難くないのではないのでしょうか。

建前上の問題から廃止はできないのだとしても、せめて観閲式の予行練習の廃止という負担軽減をお願いしたいと思います。

報酬制度の見直し

消防団員には報酬があるとのことですが、少なくとも私個人には入団数年、金銭で報酬を受けたことはありません。

体系を把握しているわけではありませんが、個人報酬と各団運営費はわけて支給することをお願いします。

以上、特にお願いしたい点として挙げさせていただきましたが、これらの問題点は既に各位ご存知のことと思います。

それでも、幾ばくかの改善を願ってメールした次第です。

現代の徴兵制と呼ばれる消防団が本来の地域防災へ戻ることを願っています。

内容から、このメールをどちらへ届けたら良いのか判断に迷ったため、思いつく範囲で関係すると思われる各位に送信したいと思います。

どこにメールされたのか質問したところ、下記の回答がありました。

当件に関しまして私がこのメールを送信した先は下記となります。（6月27日）

- ・総務省消防庁
- ・愛知県防災局消防保安課
- ・岡崎市役所
- ・岡崎衆議院議員青山氏
- ・同中根氏
- ・同重徳氏
- ・貴会市民オンブズ岡崎

現在、お返事を頂いているのは、中根氏と岡崎市役所です。
内容は回答メールを添付いたします。

岡崎市役所からは大変丁寧なお返事を頂きましたが、内容を読む限りあまり改善が期待できるとは思えませんでした。

活動の半数以上が儀礼的なものであり、「士気を高める」といった形式感情論的な活動趣旨により、気力、体力、時間をそがれるばかりです。

現在の消防団は旧態依然とした組織であり、岡崎市役所のような行政側からのお題目とはかけ離れたムラ社会となっています。

改善につき、お力添えをお願い致します。

件名：消防団の活動内容改善について

【回答】

1 操法大会の廃止

ポンプ操法は消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の進歩充実に寄与することを目的として実施されております。

具体的には、火災現場においての命令系統を遵守した行動の習得、ポンプの基本的操作の習得、火点への正確な放水の習得等の基本的な操作の習得を目指しております。

岡崎市の消防操法大会は、出場に向けて自団で行うポンプ操法訓練時の簡易防火水槽への補水、排水作業、使用ホースの日干作業、放水場所の防水対策作業などによる団員の皆様の負担を軽減するために、水出し操法に準じた空操法での大会となっておりますことから、消火技術におけるポンプ操法訓練の必要性が理解しづらいものと思われませんが、実際の放水技術、ポンプ操作技術を練磨していただくために平成18年度から行っております消防団員消防技術発表会に向けての訓練と併せまして、ポンプ操法が消防活動を行う上での基本となりますことを是非ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、大会に向けた訓練実施計画では、大会の2週間前から職員が指導を行うこととなっておりますが、士気の高い消防団にあっては、各団長の判断で早期から実施されているのも事実であります。訓練を行う時間帯につきましても早朝以外に週末や夜間に実施するなど、本来の就業に支障の無い範囲での計画をお願いしているところで

あります。

訓練を行う際には実施する期間及び時間帯を各団で検討していただき、各団の実情に合わせ無理の無い範囲で実施していただきたいと思いますと考えております。

2 年末夜警負担の軽減

年末夜警につきましては、出動手当を管理的立場にある団長、副団長、部長及び副部長にあつては3日間のうち警備にあたっていただいた日数分を、他の団員にあつては、3日間のうち1日を警備についていただくこととして1日分の手当を支給する旨の連絡を団長会議においてさせていただいております。

これは団員の負担を軽減するため3日間のうち1日を警備する趣旨であり、警備を3日間行うが1日のみの手当を支給する意味ではございませんので、各部で団員の皆様のご都合を調整していただき、警備にあたっていただきたいと思いますと考えております。

また、団長等につきましても3日間の全てを警備する意味ではなく、必要に応じて代務を立てていただくなど、負担を減らしていただきたいと思いますと考えております。

3 消防団各部部長としての負担の軽減

消防本部としての年始行事は消防出初式となっておりますが、ご指摘の元旦からの行事であります新年交礼会は、岡崎市と総代会連絡協議会（平成24年までは岡崎商工会議所）の共催により、毎年元旦に各界各層の人々が一堂に会し、岡崎中央総合公園武道館で開催されている伝統行事であります。

消防団につきましては、消防団連合会から各団の部長以上に参加依頼がなされておりますが、全市挙げての祝賀行事ですので趣旨をご理解いただき無理の無い範囲での参加をお願いいたします。

なお、本来の消防団活動以外の地域でのお付き合いの中で参加する学区行事等は、団長との話合いの中で進めていただきたいと思いますと考えております。

消防団部長の負担軽減としましては、消防団車両の点検、整備時に、消防本部、車庫警備室間の車両の移動をお願いしてはりましたが、平成23年度からは再任用職員をその任にあたらせ、負担の軽減を図っております。

4 消防団各部の統廃合

近年の少子高齢化現象をはじめ、住民の意識の変化によって消防団員の確保が難しくなり、消防団への入団に関して、様々なご意見やご要望が寄せられるようになっておりました。

消防本部としましては平成13年度から段階的に消防団の再編に着手し、1,777人の消防団員を1,268人とし、115部を94部とし、平成18年の額田町との合併により、1,517人、108部となりました。その後、人口減少、高齢化の著しい額田地域からの要望により、平成23年4月1日には、額田消防団の定員及び部を見直し、併せて8分消防体制が構築されていない地域に平日昼間の火災に対応するための機能別消防団員制度を導入し、現在、機能別消防団員50人を含む1,517人、107部となっております。

今後も地域の皆さんや団員の意見を聞きながら、地域の消防防災力を低下させることの無いよう、必要に応じた対応を行っていきたいと考えております。

5 観閲式、出初式の廃止もしくは軽減

本市の観閲式と出初式は開催の間隔が2か月程度と短いことから、観閲式の廃止を消防団長会議で議題とされたこともありますが、観閲者である市長をはじめとした来賓に消防団活動を理解していただき、消防団の心意気を披露する絶好の機会であることから、主催を岡崎市消防団連合会として継続することとされました。

出初式につきましては、常備消防（消防本部）と非常備消防（消防団）とが、年の初めに消防の仕事始めとして消防の心意気を披露し、広く市民の皆様には消防活動の理解を深めていただくために消防本部が主催となって行っております。岡崎市の出初式には、参加する消防車両や消防団員の分列行進の見事さ、岡崎城を背景に80台以上の消防車両による迫力ある一斉放水を見るために、毎年4,000人以上の市民の皆様が足を運んでくださっておりますので、開催の目的を十分達成しているものと判断しております。

よって、今後とも観閲式、出初式とも継続していきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、消防団員の皆様の負担軽減につきましては、観閲式を、ブロック単位で実施してきましたが、平成13年度からは合同で行う連合観閲式と改め、一日かけて実施していたものを半日に変更して、消防団員の皆様の負担軽減を図りました。

また、観閲式と出初式は開催の間隔が短いことから、観閲式のみ、分列行進の予習を式典開始前の短時間で行い、出初式では予習は行わないこととして負担軽減を図っております。ただし、表彰を代表受章される方だけは、観閲式、出初式開催前に10分程度の予習を行っていただいておりますがどうぞご理解ください。

なお、階梯操法につきましては、岩津消防団が単に伝統を継承する目的だけでなく、団の団結力を高めるために練習しているもので、岩津消防団からの強い希望で披露しておりますのでご理解ください。

6 報酬制度の見直し

消防団員報酬及び費用弁償の支給につきましては、現在、年度当初に、岡崎市消防団条例第8条及び第9条の規定により消防団に支給される報酬及び費用弁償等の受領に関する一切の事務を消防団長に委任する旨の委任状が各消防団員から所属消防団長に提出されたことにより、消防団長が委任されたものとして、各消防団の指定口座に一括支払いをしております。

また、団及び部運営費交付金につきましては、各消防団長からの交付金申請を受け、報酬等とは別に年2回に分けて各消防団の指定口座に振込みを行っております。

報酬、出動手当等は、その性格上本人に直接支給されるべきものと考えられますことから、総務省消防庁から当該内容の通知が発出される度に、消防団長会議において、その都度議題としてまいりましたが、21団全ての団長の意向により現在に至っております。

今後、報酬等の各消防団員への支払い実績の確認方法について、検討してまいりたいと考えております。

[岡崎市役所 消防本部総務課総務班]